

## 訪問看護重要事項説明書

(2026年2月16日現在)

### 1 アンサンブル訪問看護ステーション概要

#### (1) 提供できるサービスの地域

|             |                                   |
|-------------|-----------------------------------|
| 事業者名称       | アンサンブル訪問看護ステーション                  |
| 所在地         | 神奈川県座間市南栗原5-6-18                  |
| 介護/医療保険指定番号 | 1464190260/4190260                |
| 法人種別        | 合同会社                              |
| 代表者         | 千葉智子                              |
| 電話番号・FAX    | TEL:046-205-4434 FAX:046-205-4435 |
| サービスを提供する地域 | 座間市、綾瀬市、海老名市、大和市相模原市など            |

#### (2) 職員体制と職務内容

| 職種   | 資格   | 常勤 | 非常勤 | 職務内容   | 計  |
|------|------|----|-----|--|----|
| 管理   | 看護師  | 1名 | 0名  | 管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業員の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員に遵守すべき事項について指揮命令を行う | 1名 |
| 訪問看護 | 看護師  | 2名 | 1名  | 訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護サービスの提供を行う  | 3名 |
| 訪問看護 | 准看護師 | 1名 | 0名  | 訪問看護サービスの提供  | 1名 |

### 2 事業の目的と運営方針

#### (1) 事業の目的

アンサンブル訪問看護ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を確保することを目的とする。

#### (2) 運営方針

当事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事が出来る様に配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

### 3 事業所窓口の営業日及び営業時間

#### (1) 営業日・時間

|     |                          |
|-----|--------------------------|
| 営業日 | 原則として月曜日から金曜日 9:00~18:00 |
| 休日  | 原則として土日祝日、12/30~1/3(応相談) |

#### (2) サービス提供時間

※営業日・営業時間帯に関わらず、24時間体制を取っておりますので、緊急時などは時間外でも訪問いたします。ただし、時間外の場合には利用料が異なります。(利用料金は別紙の料金表を参照して下さい。)

### 4 サービス提供内容

#### (1) 看護介護行為（利用者に対して）

バイタルチェック（血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定など）

身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など）

療養指導（生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など）

#### (2) 医療的処置行為

創傷及び褥瘡処置、人工肛門・人工膀胱管理ケア、尿道留置カテーテル・自己導尿管管理ケア、在宅酸素療法管理ケア、在宅人工呼吸器管理ケア、喀痰の吸引・管理、点滴、排泄管理ケア（浣腸・摘便）

#### (3) リハビリ援助行為

拘縮予防、認知予防指導（ネイルセラピー・メイクアップセラピー・屋外歩行訓練・趣味の活用など）

#### (4) 介護者に対する支援

介護の方法指導・介護福祉など社会資源の紹介、褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導（介助の工夫・方法など）、室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する対応方法など、介護者の健康相談・助言

## 5 利用料金

- (1) 利用料として、介護保険法第41条または健康保険法第89条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。
- (2) 利用者は訪問看護ステーションの規定料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。
- (3) 交通費、駐車場料金及びキャンセル料、エンゼルケア費用はいただきません。

## 6 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| ① 利用料、利用者負担額<br>その他の費用の請求方法等  | ア 利用料利用者負担額、及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。<br>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月に利用者宛にお届け(郵送)します。  |
| ② 利用料、利用者負担額<br>その他の費用の支払い方法等 | ア 請求月の翌月指定日までにお支払い下さい。<br>(ア) 事業者指定口座への振り込み(振込手数料は利用者の負担となります)<br>(イ) 利用者指定口座からの自動振替<br>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。) |

## 7 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

医師、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等からサービス利用のご相談、ご依頼があった場合、サービス開始前に当事業所職員が、ご自宅へお伺いいたします。契約締結後、医師の指示及び居宅サービス計画書に基づき訪問看護計画書を作成し、サービス提供を開始します。

### (2) サービスの終了

#### ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望される場合は、いつでもお申し出ください。

#### ③ 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知いたします。

#### ③ 自動終了

(以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します)

- ・ 利用者がいずれかの施設などに入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、[自立]と認定された場合
- ・ 利用者が亡くなられた場合

#### ④ その他

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者やご家族の方などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・ 当日の健康チェック等で利用者の体調が悪いと判明した場合、サービスを変更または中止することがあります。
- ・ 利用者がサービスをご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・ 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。
- ・ 気象庁による警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害などによりサービスの実施が著しく危険であると事業所が判断したときには、事業者からの申し出により、曜日の変更及び時間変更をお願いする場合があります。

## 8 緊急事態の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

## 9 事故発生時の対応方法について

- ・ 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・ 訪問看護のサービス提供に伴い事業者は損害賠償補償制度に加入します。

## 10 サービスの内容に関する苦情

アンサンプル訪問看護ステーションに関するご相談・苦情を承ります。

|   |  |
|---|--|
| 【事業者の窓口】<br>アンサンプル訪問看護ステーション  | 所在地 神奈川県座間市南栗原5-6-18<br>電話番号 046-205-4434<br>ファックス番号 046-205-4435<br>受付時間 平日9:00~18:00   |
| 【市町村（保険者）の窓口】<br>座間市役所介護保険課、看護保険係   | 所在地 座間市緑が丘1-1-1<br>電話番号 046-252-7719<br>受付時間 平日8:30~17:15  |
| 【公的団体の窓口】<br>■介護保険の場合：<br>神奈川県国民健康保険<br>団体連合会介護保険課介護苦情相談係<br>■医療保険の場合：<br>関東信越事務所神奈川事務局 | 所在地 横浜市西区楠町27-1<br>電話番号 045-329-3447<br>受付時間 平日8:30~17:15<br><br>所在地 横浜市中区北仲通5-57<br>横浜第2合同庁舎2階(低層棟)<br>電話番号 045-270-2053<br>受付時間 平日8:30~17:15 |

## 11 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的実施しています。
- ・苦情解決体制等の指針を整備しています。
- ・職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
- ・虐待防止に関する責任者を選定しています(責任者：千葉智子)
- ・サービス提供中に当該事業者職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 12 衛生管理等について

- ・看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います
- ・指定介護予防訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます
- ・ステーションに於いて感染症が発生し、または蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① ステーションにおける感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をします
  - ② ステーションにおける感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています
  - ③ 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します

## 13 業務継続計画の策定等について

- ・感染症や非常災害の発生時に於いて、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ・従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 14 社会情勢及び天災時の訪問看護について

- ・社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、ステーションの義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。
- ・社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、ステーションの業務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任をステーションは負わないものとします。

訪問看護の提供開始にあたり、利用者（但し利用者が判断能力に障害がみられる場合においては、家族・成年後見人との契約となる）に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日  
名称 アンサンブル訪問看護ステーション  
事業者 所在地 神奈川県座間市南栗原5-6-18  
説明者 氏名 代表：千葉智子 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 住所  
氏名 \_\_\_\_\_ 印